

資料４

発生土に係る環境配慮の考え方

○搬出先の状況を確認するなど、適正な処分に努める。（別紙１の網掛け部参照）

○搬出先へ発生土に係る情報を伝達する。（別紙１の網掛け部参照）

④生活環境・自然環境への影響を回避・低減し、適正な一時保管を行う。

○「土砂埋立て等の規制に関する条例」等の法令の基準を遵守し一時保管を行う。（別紙１の網掛け部参照）

⑤運搬に際し、飛散流出を防止する。

適正処分

再資源化プラントで中間処理

仮置き

適正処分

（処分せざるを得ないものは適正に処分する）

他工事で再利用

（他の工事で可能な限り再利用する）

⑦建設発生土情報交換システムの活用などにより再利用を

行う。（別紙２）

同一工事で再利用

（同一工事で可能な限り再利用する）

仮置き

（適正な一時保管を行う）

採用する工法等の検討

発生土と汚泥に分け

発生量等を推定

※

②掘削面積を最小化するなど、発生量を抑制

する工法を採用する。（資料２）

③現場内での切盛りバランスを徹底する。

**発生土**

**汚泥（産業廃棄物）**

現行の技術指針に基づき対応

○廃棄物処理法及び関連する指導指針等を

　遵守して、保管・再生利用・再資源化・処分等を適正に行う。

○汚泥（産業廃棄物）を可能な限り再生利用する。

工事で再生利用

①施設規模や土地改変面積を

最小化するなど、発生量を

抑制する計画を策定する。

事業計画

（発生抑制）

工事計画

（発生抑制、適正保管、再利用、適正処分）

⑥埋戻し、盛土などへの再利用を徹底する。